

日本銀行国庫局長 殿

大蔵省理財局長

日本銀行の派出店舗の承認基準について

日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第2条の2第2項及び日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和24年大蔵省令第100号）第2条の2第2項の規定による財務大臣の派出店舗の承認は、下記の基準によることとし、昭和31年2月23日付蔵理第1699号「日本銀行の官公署派出による国庫金収納制度実施のための承認基準について」は廃止することとしたので通知する。

記

1. 派出先官公署等

派出することのできる官公署及び当該官公署において収納することのできる国庫金の種別は次のとおりとし、税務署については、派出時期を特定することができるものとする。

官 公 署 名	国 庫 金 種 別
税務官署	国税収納金整理資金及び一般会計歳入金
税関（支署及び出張所を含む。）	同上
法務局及び地方法務局並びにその支局及び出張所	国税収納金整理資金、供託金及び一般会計歳入金
裁判所	保管金及び一般会計歳入金

2. 派出の要件

- 派出先官公署と派出先日本銀行代理店又は歳入代理店の間において、派出することについての合意が整っていること。
- 派出収納事務に係る派出先官公署の設備及び派出元日本銀行代理店又は歳入代理店の事務処理能力が十分であること。